

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 2 月 21 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 3 号

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(工事費の納付) 第 9 条 工事申込者は、企業長が定める工事費の概算額について、 <u>請求があったときはこれを企業長が定める期限までに納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、工事完了までに納付することができる。</u> 2 企業長は、 <u>前項の納付を確認後、工事の契約に係る手続に着手するものとする。ただし、前項ただし書に規定する、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> 3 企業長は、 <u>第 1 項の規定により納付された工事費の概算額を工事完了後に精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。ただし、その額が企業長の定める額に満たないときは還付し、又は追徴しないことができる。</u> (費用の算出方法) 第12条 第 8 条及び前 2 条の費用の額は、次の各号に掲げる費用の額の合計額 <u>に100分の108を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)</u> とする。 (1)―(5) (略) 2 前項各号に掲げる費用のほか、特別の費用を必要とするときは、 <u>その費用に100分の108を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)</u> を同項により算出した額に加算する。 3 (略) (水質及び水圧) 第19条 (略)		(工事費の納付) 第 9 条 工事申込者は、 <u>工事着手前に</u> 企業長が定める工事費の概算額 <u>を</u> 納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、工事完了までに納付することができる。 2 企業長は、 <u>前項の規定により納付された工事費の概算額を工事完了後に精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。ただし、その額が企業長の定める額に満たないときは還付し、又は追徴しないことができる。</u> (費用の算出方法) 第12条 第 8 条及び前 2 条の費用の額は、次の各号に掲げる費用の額の合計額とする。 (1)―(5) (略) 2 前項各号に掲げる費用のほか、特別の費用を必要とするときは、 <u>その費用の額を同項の合計額に加算する。</u> 3 (略) (水質及び水圧) 第19条 (略)	
項目	基準	項目	基準

<table border="1"> <tr> <td>濁度</td><td>30度以下</td></tr> <tr> <td>水素イオン濃度</td><td>pH値 6.0以上8.3以下</td></tr> </table>	濁度	30度以下	水素イオン濃度	pH値 6.0以上8.3以下	<table border="1"> <tr> <td>濁度</td><td>30度以下</td></tr> <tr> <td>水素イオン濃度</td><td>P H 値 6.0以上8.3以下</td></tr> </table>	濁度	30度以下	水素イオン濃度	P H 値 6.0以上8.3以下
濁度	30度以下								
水素イオン濃度	pH値 6.0以上8.3以下								
濁度	30度以下								
水素イオン濃度	P H 値 6.0以上8.3以下								
2 (略) (料金) 第20条 料金は、次に掲げる基本料金、超過料金及び使用料金（それぞれの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、1月ごとに使用者から徴収する。 (1)―(3) (略) (使用料) 第21条 メーターの使用料は、1箇1月につき次の表に掲げる金額に100分の108を乗じて得た額とし、1月ごとに使用者から徴収する。 (略) (負担金) 第23条 使用者は、第7条第2項において準用する第6条の規定により基本使用水量を減ずるための同条の申込みをしたとき若しくは工業用水道の使用を廃止したとき又は第29条の規定による給水施設の切断をされたときは、企業長が定める期限までに企業長が定める額の負担金を納付しなければならない。 (延滞金) 第24条 料金、使用料及び負担金（基本使用水量の減量に係るものを除く。）を納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に対し、年9パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。 2 (略) (保証金) 第26条 使用者は、給水開始前において企業長が定める期限までに基本使用水量の60日分に対し、1立方メートルにつき44円70銭の割合で計算した額の保証金を納付しなければならない。 2 (略) (給水の停止) 第28条 (略) (1)―(3) (略) (4) 料金、使用料その他この条例の規定によって納付しなければならない金額を納期限までに納付しないとき。	2 (略) (料金) 第20条 料金は、次に掲げる基本料金、超過料金及び使用料金の合計額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、1月ごとに使用者から徴収する。 (1)―(3) (略) (使用料) 第21条 メーターの使用料は、1箇1月につき次の表に掲げる金額に100分の105を乗じて得た額とし、1月ごとに使用者から徴収する。 (略) (負担金) 第23条 使用者は、第7条第2項において準用する第6条の規定により基本使用水量を減ずるための同条の申込みをしたとき若しくは工業用水道の使用を廃止したとき又は第29条の規定による給水施設の切断をされたときは、企業長が定める期限内に企業長が定める額の負担金を納付しなければならない。 (延滞金) 第24条 料金、使用料及び負担金（基本使用水量の減量に係るものを除く。）を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に対し、年9パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。 2 (略) (保証金) 第26条 使用者は、給水開始前において企業長が定める期限内に基本使用水量の60日分に対し、1立方メートルにつき44円70銭の割合で計算した額の保証金を納付しなければならない。 2 (略) (給水の停止) 第28条 (略) (1)―(3) (略) (4) 料金、使用料その他この条例の規定によって納付しなければならない金額を期限内に納付しないとき。								

(5)・(6) (略) 2 (略)	(5)・(6) (略) 2 (略)
----------------------	----------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例（以下「改正後条例」という。）第9条の規定は、施行後の工事申込者について適用し、同日前の工事申込者については、なお従前の例による。

3 改正後条例第20条の規定にかかわらず、施行日から平成26年4月30日までの間に行う料金の請求に係る当該料金の算定については、なお従前の例による。